

原爆死没者調査実施要綱

(目的)

第1条 この調査は、広島・長崎両市に投下された原子爆弾による死没者の霊を慰め、人類の恒久平和を祈念するため、いまだに両市の原爆死没者名簿（以下「死没者名簿」という。）に登載されていない死没者を当該死没者名簿へ登載すること及び原爆被爆者動態調査事業（昭和57年6月9日付衛発第488号広島市長、長崎市長あて厚生省公衆衛生局長通知及び昭和60年7月24日付健医発第921号広島市長、長崎市長あて厚生省保健医療局長通知）に供することを目的とする。

(調査実施主体)

第2条 調査は、広島・長崎両市が、厚生労働省及び全国各都道府県の協力を得て実施するものとする。

(調査の対象)

第3条 調査の対象は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条の規定に基づく被爆者で、死亡したすべての者とする。

(調査の方法)

第4条 広島・長崎両市は、各都道府県に対して、被爆者健康手帳交付台帳等に基づく原爆死没者調査票（以下「調査票」という。）の作成を依頼するものとする。

2 各都道府県は、調査票を毎年度末日をもって別紙様式により作成し、その提出期限は、5月中の広島・長崎両市が指定した日とする。

3 広島・長崎両市は、各都道府県から提出された調査票に基づいて、死没者の確認及び整理を行うものとする。

(調査事項)

第5条 調査は、次に掲げる事項について行なうものとする。

- (1) 死没者氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 被爆者健康手帳番号
- (5) 死没者の住所
- (6) 死没年月日
- (7) 法区分
- (8) 直爆地
- (9) 入市地
- (10) 入市日
- (11) 被爆時住所
- (12) 死因

(提出先)

第6条 提出先は、広島被爆による死没者の調査票については広島市、長崎被爆による死没者の調査票については長崎市とする。

(名簿登載)

第7条 広島・長崎両市は、この調査によって新たに確認された原爆死没者の氏名等を原爆死没者名簿に登載することとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和58年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

原爆死没者調査票(広島・長崎 被爆)

ふりがな 原爆死没者氏名	性別	生年月日	死没年月日	死没時住所		被爆時住所
	法区分	死 因	直爆地町名	入市地町名	入市日	備 考
..... -	男・女	M・T・S .	S・H .		日	
..... -	男・女	M・T・S .	S・H .		日	
..... -	男・女	M・T・S .	S・H .		日	
..... -	男・女	M・T・S .	S・H .		日	
..... -	男・女	M・T・S .	S・H .		日	
..... -	男・女	M・T・S .	S・H .		日	
..... -	男・女	M・T・S .	S・H .		日	

(注) 1 広島・長崎被爆の別で作成してください。
 2 氏名には、必ずふりがなを記入してください。